

国家戦略特別区域の概要（案）

（注1）東京圏及び関西圏の指定範囲については、全部又は一部のどちらとするかを含め、今後、関係地方公共団体の意見を聴いて、政令により定められる（以下同じ）。

（注2）【　】は、政策テーマ

I. 東京圏 【国際ビジネス、イノベーションの拠点】

〔 東京都・神奈川県の全部又は一部、千葉県成田市〕

- * 東京都に対し、規制改革事項等の内容の一層の充実を求めることがある。

II. 関西圏 【医療等イノベーション拠点、チャレンジ人材支援】

〔 大阪府・兵庫県・京都府の全部又は一部〕

III. 新潟県新潟市 【大規模農業の改革拠点】

IV. 兵庫県養父市 【中山間地農業の改革拠点】

V. 福岡県福岡市 【創業のための雇用改革拠点】

VI. 沖縄県 【国際観光拠点】

- * 規制改革事項等の内容の一層の充実を求めることがある。

国家戦略特別区域及び区域方針（案）

平成26年●月●日 内閣総理大臣決定

I. 東京圏

1. 対象区域

東京都・神奈川県の全部又は一部、千葉県成田市

(注) 指定範囲については、全部又は一部のどちらとするかを含め、今後、関係地方公共団体の意見を聴いて、政令により定められる。

2. 目標

2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックも視野に、世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備することにより、世界から資金・人材・企業等を集める国際的ビジネス拠点を形成するとともに、創薬分野等における起業・イノベーションを通じ、国際競争力のある新事業を創出する。

3. 政策課題

- (1) グローバルな企業・人材・資金等の受け入れ促進
- (2) 女性の活用促進も含めた、多様な働き方の確保
- (3) 起業等イノベーションの促進、創薬等のハブの形成
- (4) 外国人居住者向けを含め、ビジネスを支える生活環境の整備
- (5) オリンピック・パラリンピックを視野に入れた国際都市にふさわしい都市・交通機能の強化

4. 事業に関する基本的事項

(実施が見込まれる特定事業等及び関連する規制改革事項)

<都市再生・まちづくり>

- ・ 国際的ビジネス拠点の形成に資する建築物の整備【容積率】
- ・ まちなかの賑わいの創出【エリアマネジメント】
- ・ 外国人の滞在に対応した宿泊施設の提供【旅館業法】

<雇用・労働>

- ・ グローバル企業等に対する雇用条件の整備【雇用条件】
- ・ 多様な外国人受け入れのための在留資格の見直し

<医療>

- ・ 外国人向け医療の提供【外国医師】
- ・ 健康・未病産業や最先端医療関連産業の創出【病床、外国医師、保険外併用】
- ・ 国際的医療人材等の養成【医学部検討、病床、外国医師、有期雇用】

<歴史的建築物の活用>

- ・ MICE に伴うアフターコンベンションの充実【古民家等】

<その他>

- ・ 法人設立手続の簡素化・迅速化（書類の英語対応や一元的窓口の設置等）

II. 関西圏

1. 対象区域

大阪府・兵庫県・京都府の全部又は一部

(注) 指定範囲については、全部又は一部のどちらとするかを含め、今後、関係地方公共団体の意見を聴いて、政令により定められる。

2. 目標

健康・医療分野における国際的イノベーション拠点の形成を通じ、再生医療を中心とする先端的な医薬品・医療機器等の研究開発・事業化を推進するとともに、チャレンジングな人材の集まるビジネス環境を整えた国際都市を形成する。

3. 政策課題

- (1) 高度医療の提供に資する医療機関、研究機関、メーカー等の集積及び連携強化
- (2) 先端的な医薬品、医療機器等の研究開発に関する阻害要因の撤廃、シーズの円滑な事業化・海外展開
- (3) チャレンジングな人材の集まる都市環境、雇用環境等の整備

4. 事業に関する基本的事項

(実施が見込まれる特定事業等及び関連する規制改革事項)

<医療>

- ・ 再生医療等高度な先端医療の提供【病床、外国医師、保険外併用】
- ・ 革新的医薬品、医療機器等の開発【病床、外国医師、保険外併用、有期雇用】

<雇用>

- ・ ベンチャー企業やグローバル企業等に対する雇用条件の整備【雇用条件】

<都市再生・まちづくり>

- ・ 国際ビジネス拠点の形成に資する建築物の整備【容積率】
- ・ まちなかの賑わいの創出【エリアマネジメント】
- ・ 外国人の滞在に対応した宿泊施設の提供【旅館業法】

<教育>

- ・ 国際ビジネスを支える人材の育成【公設民営学校】

<歴史的建築物の活用>

- ・ 古民家等の活用による都市の魅力向上、観光振興【古民家等】

III. 新潟県新潟市

1. 対象区域

新潟県新潟市

2. 目標

地域の高品質な農産物及び高い生産力を活かし革新的な農業を実践するとともに、食品関連産業も含めた産学官の連携を通じ、農業の生産性向上及び農産物・食品の高付加価値化を実現し、農業の国際競争力強化のための拠点を形成する。併せて、農業分野の創業、雇用拡大を支援する。

3. 政策課題

- (1) 農地の集積・集約、企業参入の拡大等による経営基盤の強化
- (2) 6次産業化及び付加価値の高い食品開発
- (3) 新たな技術を活用した革新的農業の展開
- (4) 農産物及び食品の輸出促進
- (5) 農業ベンチャーの創業支援

4. 事業に関する基本的事項

(実施が見込まれる特定事業等及び関連する規制改革事項)

<農業>

- ・ 農地の集約・集積、耕作放棄地の解消 【農業委員会】
- ・ 農業者の経営基盤の強化 【農業生産法人、信用保証】
- ・ 6次産業化の推進 【農業生産法人、信用保証、農家レストラン】
- ・ 食品の高付加価値化（食品機能性表示制度等の活用）

<雇用>

- ・ 農業ベンチャーの創業支援 【雇用条件】

IV. 兵庫県養父市

1. 対象区域

兵庫県養父市

2. 目標

高齢化の進展、耕作放棄地の増大等の課題を抱える中山間地域において、高齢者を積極的に活用するとともに民間事業者との連携による農業の構造改革を進めることにより、耕作放棄地の再生、農産物・食品の高付加価値化等の革新的農業を実践し、輸出も可能となる新たな農業のモデルを構築する。

3. 政策課題

- (1) 耕作放棄地等の生産農地への再生
- (2) 6次産業化による付加価値の高い新たな農産物・食品の開発
- (3) 農業と観光・歴史文化の一体的な展開による地域振興

4. 事業に関する基本的事項

(実施が見込まれる特定事業等及び関連する規制改革事項)

＜農業＞

- ・ 耕作放棄地等の再生 【農業委員会、農業生産法人】
- ・ 農産物・食品の高付加価値化の推進 【農業生産法人、信用保証、農家レストラン】

＜歴史的建築物の活用＞

- ・ 交流者滞在型施設の整備 【古民家等】

V. 福岡県福岡市

1. 対象区域

福岡県福岡市

2. 目標

雇用条件の明確化などの雇用改革等を通じ国内外から人と企業を呼び込み、起業や新規事業の創出等を促進することにより、社会経済情勢の変化に対応した産業の新陳代謝を促し、産業の国際競争力の強化を図るとともに、更なる雇用の拡大を図る。

3. 政策課題

- (1) 起業等のスタートアップに対する支援による開業率の向上
- (2) MICE の誘致等を通じたイノベーションの推進及び新たなビジネス等の創出

4. 事業に関する基本的事項

(実施が見込まれる特定事業等及び関連する規制改革事項)

<雇用・労働>

- ・ 創業後 5 年以内のベンチャー企業等に対する雇用条件の整備 【雇用条件】
- ・ 多様な外国人受け入れのための在留資格の見直し

<医療>

- ・ 外国人向け医療の提供 【病床、外国医師】

<都市再生・まちづくり、歴史的建築物の活用>

- ・ まちなかの賑わいの創出 【エリアマネジメント、古民家等】

VI. 沖縄県

1. 対象区域

沖縄県

2. 目標

世界水準の観光リゾート地を整備し、ダイビング、空手等の地域の強みを活かした観光ビジネスを振興するとともに、沖縄科学技術大学院大学を中心とした国際的なイノベーション拠点の形成を図ることにより、新たなビジネスモデルを創出し、外国人観光客等の飛躍的な増大を図る。

3. 政策課題

- (1) 外国人観光客等が旅行しやすい環境の整備
- (2) 地域の強みを活かした観光ビジネスモデルの振興
- (3) 国際的環境の整ったイノベーション拠点の整備

4. 事業に関する基本的事項

(実施が見込まれる特定事業等及び関連する規制改革事項)

<観光>

- ・ 外国人観光客の入国の容易化（ビザ要件の緩和）
- ・ 入管手続の迅速化（民間委託等）
- ・ 外国人ダイバーの受入れ（潜水士試験の外国語対応）

<労働>

- ・ 海外からの高度人材の受入れ（ビザ要件の緩和）

<別紙>

略 称	「国家戦略特区における規制改革事項等の検討方針」（平成25年10月18日 日本経済再生本部決定）における規制改革事項（※は、全国規模）
【病床】	病床規制の特例による病床の新設・増床の容認
【外国医師】	国際医療拠点における外国医師の診察、外国看護師の業務解禁（一部※）
【保険外併用】	保険外併用療養の拡充
【医学部検討】	医学部の新設に関する検討
【雇用条件】	雇用条件の明確化
【有期雇用】	有期雇用の特例（※）
【公立民営学校】	公立学校運営の民間への開放（公設民営学校の設置）
【容積率】	都心居住促進のための容積率・用途等土地利用規制の見直し
【エリアマネジメント】	エリアマネジメントの民間開放（都市機能の高度化等を図るための道路の 占用基準の緩和）
【旅館業法】	滞在施設の旅館業法の適用除外
【農業委員会】	農業委員会と市町村の事務分担
【農業生産法人】	農業生産法人の6次産業化推進等のための要件緩和
【信用保証】	農業への信用保証制度の適用
【農家レストラン】	農家レストランの農用地区域内設置の容認
【古民家等】	古民家等の歴史的建築物の活用のための建築基準法の適用除外など（※） (特区における特例措置である「歴史的建築物に関する旅館業法の特例」を含む)